

社会政策学会 第 151 回大会 総会

議案書・資料

日時： 2025 年 10 月 25 日（土） 17:05~18:05

会場： 関西学院大学 上ヶ原キャンパス B 号館 101 教室

- 議題：
- 1) 規程改正について
 - 2) 学会賞選考委員会報告および同賞表彰
 - 3) 大会若手研究者優秀賞報告および同賞表彰
 - 4) 役員選挙の結果報告
 - 5) 学会賞選考委員の任命
 - 6) フルペーパーの取り扱いにおける自己の研究業績の明示について
 - 7) 学会ホームページのリニューアルについて
 - 8) 産業労働部会の新設について
 - 9) 日本学術会議法案に対する対応について
 - 10) その他
 - 11) 次回大会開催校からのご挨拶

議題 1) 規程改正について：会費規程の改正および申し合わせ 2 点の改正

1 会費規程第 2 条について、下線のように改正する。

改正の趣旨：高齢であり今後常勤職への就職が予定されず、かつ申請により割引の希望を表明した会員に対する配慮。

«現行»

第 2 条 会員は、会費として毎年 10,000 円納めるものとする。大学院生並びに常勤職に就いていない会員は、毎年 7,000 円納めるものとする。ただし大学院生であっても常勤職に就いている会員は、毎年 10,000 円納めるものとする。日本国外に居住する外国人会員の会費については幹事会が別途定める規定による。

«改正案»

第 2 条 会員は、会費として毎年 10,000 円納めるものとする。大学院生並びに常勤職に就いていない会員は、毎年 7,000 円納めるものとする。ただし大学院生であっても常勤職に就いている会員は、毎年 10,000 円納めるものとする。常勤職に就いていない満 60 歳以上の会員は、申請により、「冊子体の学会誌送付なし」を選択することができ、毎年 5,000 円を納めるものとする。日本国外に居住する外国人会員の会費については幹事会が別途定める規程による。

付則 本規程第 2 条は 2026 年 4 月 1 日から施行する。

«改正歴への記載»

一部改正 2025 年 10 月 25 日 (第 2 条改正。学会誌冊子体の送付のない割引会員を新設)

2 会費の割引に関する申し合わせに、下線部を加筆する。

改正の趣旨：割引会員の細分化に即した修正。

«現行»

会費規程第 2 条に規定された会費割引を次の通り運用し、常勤職に就いていない会員の会費割引は以下の(5)-b)にある会員が事務局に届出を行った場合に適用する。

- (1) 大学院生としての学籍があり常勤職に就いていない会員については、従来通り、届出を求めず会費割引の対象とする。
- (2) 常勤職に就いている会員は、大學生としての学籍があっても、2023 年度以降の会費については会費割引の対象としない。
- (3) 常勤職に就いているか否かは、入会申込書の所定欄の記載内容に基づいて判断する。
- (4) 日本学術振興会特別研究員は常勤職に就いているものとみなす。
- (5) 常勤職に就いていない場合は、会費割引の対象は次の通り運用する。
 - a) 所属組織から支給される経費あるいは公的に支給される経費等から会費を納入できる場合は、会費割引の対象としない。
 - b) a)に記した経費等ではなく、自分の所得から会費を納入する場合は会費割引の対象とする。
- (6) 所属機関において「常勤職」と分類される区分で雇用されていても、次の a)と b)を同時に満たす場合、会費割引対象とする。
 - a) 想定されている出勤日や勤務時間が週 5 日・40 時間程度より少なく、基本給が時間数またはコマ数に単価を乗じて変動する部分のみで構成されていること
 - b) 自身の裁量で支出できる所属機関から支給される経費あるいは公的に支給される経費がないこと

«改正案»

会費規程第 2 条に規定された会費割引を次の通り運用し、常勤職に就いていない会員の会費割引は以下の(5)-b)にある会員が事務局に届出を行った場合に適用する。以下の(1)～(6)に照らして会費割引の適用を受ける会員の会員区分を「割引会員 A」とする。

(1)～(6)省略

(7) 会費規程 第 2 条に定める、常勤職に就いていない満 60 歳以上の会員で申請により「冊子体の学会誌送付なし」を選択した会員は、会員区分を「割引会員 B」とする。

«改正歴への記載»

一部改正 2025 年 10 月 25 日 (冒頭文および (7) を加筆)

3 会員区分と大会参加費に関する申し合わせに、下線部を加筆する。

改正の趣旨：割引会員の細分化に即した修正。

«現行»

1. 会員区分（会員種別）は、「一般会員」／「割引会員」／「外国人会員 A」／「外国人会員 B」／「永年会員」の 5 種とする。

«改正案»

1. 会員区分（会員種別）は、「一般会員」／「割引会員 A」／「割引会員 B」／「外国人会員 A」／「外国人会員 B」／「永年会員」の 6 種とする。

«改正歴への記載»

一部改正 2025 年 10 月 25 日（1. に「割引会員 B」を追加）

参考：関係する会則規程類

1. 会則 第 5 条（会員）

第 5 条 本会の会員は、社会政策の研究者で、第 6 条に定める手続きにしたがって入会を認められ、かつ別に定める「会費規程」等による会費を納めた者とする。

2. 若手研究者の旅費補助規程 ——「割引会員」に言及しているが、「若手」に限定しているため現行通り。

3. 若手研究者の大会懇親会招待に関する申し合わせ ——「割引会員」に言及しているが、「若手」に限定しているため現行通り。

議題 2) 学会賞選考委員会報告および同賞表彰

議題 3) 大会若手研究者優秀賞報告および同賞表彰

議題 4) 役員選挙の結果報告

議題 5) 学会賞選考委員の任命

新任：濱島淑恵、古波藏契、早川佐知子 （留任：松丸和夫、佐藤卓利、廣瀬真理子）

（退任：今井順、鎮目真人、宮下さおり）

議題 6) フルペーパーの取り扱いにおける自己の研究業績の明示について

大会報告募集の案内の「フルペーパーとは」の、③の下線部の修正、⑤の下線部の加筆を行う。

«現行»

- ③ フルペーパーが提出されなかった場合のペナルティ（報告の取り消し、将来の応募制限等）は設けません。ただし、会員は大会に参加するにあたりフルペーパーを閲覧しますので、フルペーパーの提出義務を果たしていない報告として、会員に周知されます。
- ⑤ 大会若手研究者優秀賞は、フルペーパーが審査対象になります。フルペーパーの分量・形式は自由ですが、優秀賞候補の方は、学会誌掲載論文の分量・形式で執筆されることを推奨します。

«修正案»

- ③ フルペーパーの提出義務が果たされなかったとしても、報告の取り消し、将来の応募制限はしません。ただし、会員は大会に参加するにあたりフルペーパーを閲覧しますので、フルペーパーの提出義務を果たしていない報告として、会員に周知されます。
- ⑤ 大会若手研究者優秀賞は、フルペーパーが審査対象になります。フルペーパーの分量・形式は自由ですが、優秀賞候補の方は、学会誌掲載論文の分量・形式で執筆されることを推奨します。自己の業績の引用も明記して下さい。

議題 7) 学会ホームページのリニューアルについて

議題 8) 産業労働部会の新設について

議題 9) 日本学術会議法案に対する対応について

日本学術会議法案に関する総括

第 9 回幹事会

2025/09/21

社会政策学会は日本学術会議法案に対する修正・廃案を求める運動を展開してきた。運動は、一斉メールによる情報共有、幹事会声明、総会声明、社会学委員会関係学協会有志署名、院内集会、人文社会系学協会連絡会との情報共有などを展開した他、会員が「学者市民の会」の国会を取り囲む人間の輪などに参加した。法案の成立は阻止できなかったが、運動が大きく広がり、衆参両院の審議において法案の問題点が明らかになり、附帯決議がなされたことは大きな成果であったと考える。だが、日本学術会議の今後は不透明であり、引き続き、現在の日本学術会議をはじめ関係学協会と連携を続ける必要がある。

学会としての運動の経緯を確認する。2025 年 4 月 14・15 日に日本学術会議総会が開催され、「日本学術会議法案修正決議」の決議、および「声明」が採択された。4 月 20 日日本学術会議社会学委員会が社会学、社会福祉学、社会政策学関連の学協会に法案をめぐる情勢について説明会を開催した。この説明会の場で、参加者から署名運動の提案がな

され、有志で行うことが承認された。21日に幹事会懇談会を開催し、22日に幹事会声明を発表した。有志署名については学会一斉メールで呼びかけ、多くの会員が署名した（6月10日現在 1765名の署名）。5月8日「学術会議法案の修正を求める院内集会」にて出席議員に直接手渡し、代表幹事が登壇して発言した。5月17日の社会政策学会総会決議は注目を浴び、5月20日の「学者市民の会」主催の院内集会では総会決議が紹介された。

議題 10) その他

議題 11) 次回大会開催校からのご挨拶

2026年5月23日、24日（土・日） 東京大学 本郷キャンパス